

八幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(概要版)

都市計画の目標

○住みたいまち郡上<安心>

子育てしやすい環境づくりや、みんなで支え合い、いつまでも元気で健康に暮らし続けられる地域づくりを進め、郡上を誇りに思い、住民がいつまでも安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

○輝きたいまち郡上<活力>

豊かな自然環境に育まれた地域資源や地域の特性を活かした産業を活性化し、また、住民が主人公のまちづくりを協働で進めることで「輝きたい」「輝き続けることができる」活力あふれるまちの実現を目指します。

○訪ねたいまち郡上<交流>

郡上の魅力を大事に育てながら世代や地域を越えた結びつきを大切にし、何度でも「会いたい」「訪ねたい」と思える交流のまちの実現を目指します。

区域区分の有無

本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

住居系	一般住居地区	<ul style="list-style-type: none"> 吉田川を挟んで形成される中心市街地周辺の既成市街地は、遅れている生活基盤の整備等を進め、住環境の改善を図ります。 城下町としての風情や文化を今に残す区域であり、これを保全するとともに、生活利便性の向上に資するため、日常買回り品等の商業施設の立地をある程度許容し、良好な住環境を備えた住宅地を形成します。
	中・低層住居地区	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業により整備された住宅地は、良好な住環境の維持・向上を図るとともに、低・未利用地については、計画的な宅地化を検討します。 主要幹線道路周辺については、低層住宅地と中層住宅地を適正に配置します。 主要幹線道路の後背地については、自然との調和に配慮した緑化等を行い、良好で快適な住環境の維持・向上を図ります。
商業系	中心商業地区	<ul style="list-style-type: none"> 吉田川を挟んだ市街地中央部の中心市街地では、観光交流にも対応する商業機能やより快適な商業空間の創出など、ハード・ソフト両面からの充実を図ります。 空き店舗等の低・未利用地については、有効利用を検討します。 まちなみづくり町民協定等に基づき、都市機能及びにぎわいの中心地として、郡上八幡らしさにあふれた商業地を形成します。 点在する手工業を中心とした伝統工業については、観光においても重要な要素の一つとなっていることから、従来の配置形態を継承し、今後も観光要素として活用します。
	沿道商業地区	<ul style="list-style-type: none"> (国)156号及び(都)稲成上小野線沿道の商業地では、沿道サービス型商業地の誘導を図ります。 中心市街地の商業機能を補完する機能となる生活密着型の商業地を形成します。
工業系		<ul style="list-style-type: none"> 郡上八幡インターチェンジ周辺の(国)156号沿道では、交通の利便性等の条件により、新たな産業立地が考えられることから、市街地開発事業を行った区域に集約された良好な工業地が形成されるよう十分に配慮します。 (国)256号沿道の東町地区については、工場とともに商業施設、住宅が立地しているため、居住環境等に配慮し、住・商・工が共存できる地区とします。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通体系	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)濃飛横断自動車道の八幡～和良間について、事業化に向けた検討を促進します。 幹線道路機能強化や交通環境改善で交通の円滑化を図り、広域交通ネットワークの確立を目指します。 (国)156号、(都)稲成上小野線等の主要幹線道路による市街地内環状道路との接続性向上に努めます。 生活道路網の充実を図り、市街地内における交通ネットワークの確立を図ります。 中心市街地において、都市機能の集積と観光に十分に配慮した必要駐車台数を算定し、広域幹線道路からの動線を考慮した位置での駐車場の確保を図ります。 鉄道やバスの運行及び連携の強化を図ります。 長良川鉄道の駅舎及びその周辺を住民の憩いの場として機能強化を図り、鉄道の利用増進を図ります。 高速バスについては、バス停の環境整備と利用者の利便性の向上を推進します。 殿町地区に整備されたバスターミナルのさらなる有効活用を図ります。
下水道・河川	<ul style="list-style-type: none"> 下水道は、整備済み下水道への接続を推進します。 河川は、治水事業を推進するとともに、自然環境や生態系に十分に配慮した環境の改善を図ります。 河川空間をアメニティ空間として、親水広場や遊歩道の配置といった親水性を高める工夫を施します。 緊急度に応じた河川改修を推進し、安全で快適な住環境の形成を図るとともに、流域全体の保水機能を維持・向上させるため、開発者に対しては、雨水流出抑制などの対策を実施する指導を図ります。 従前から遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。

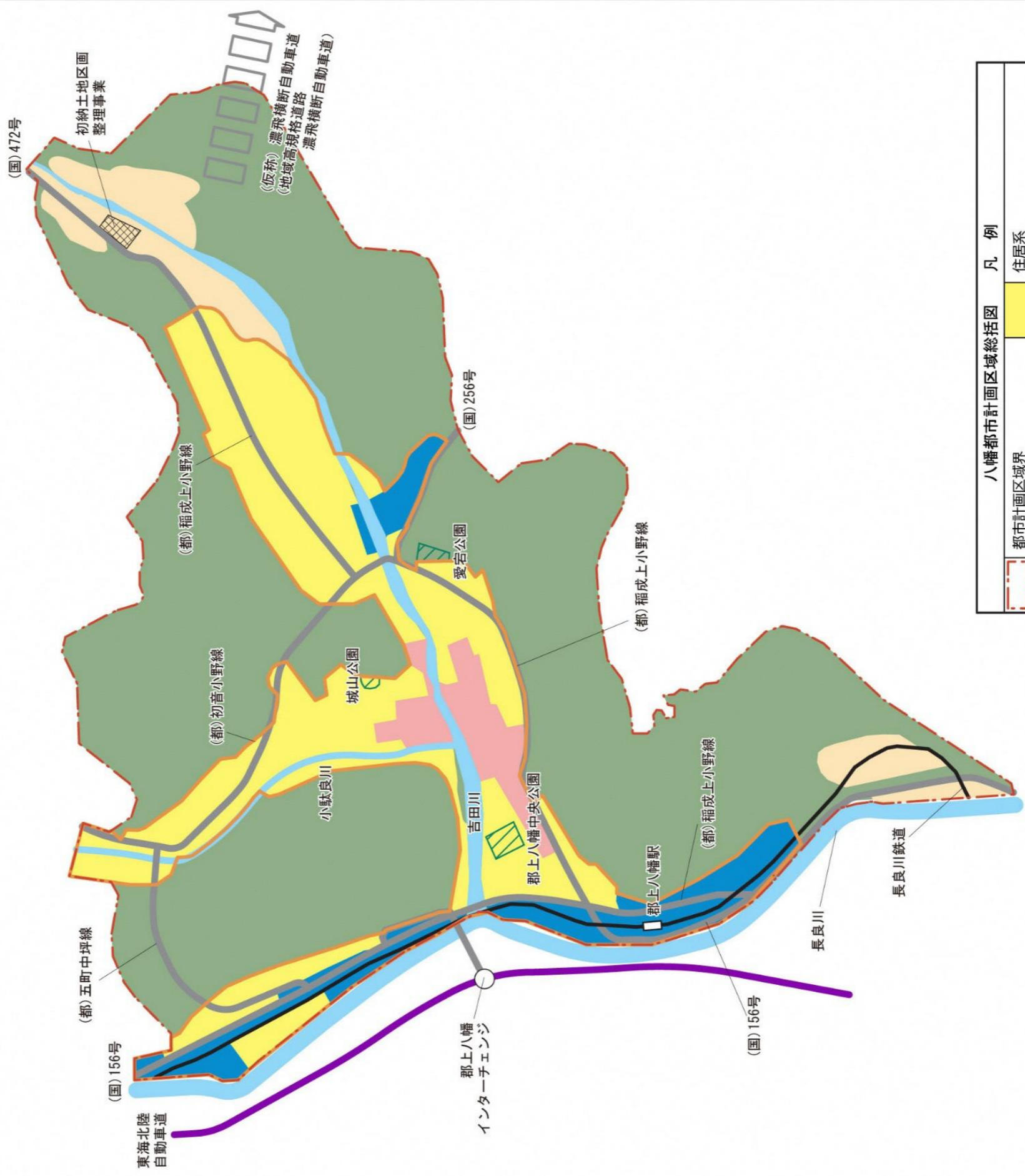
市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 現在の市街地形態を継承しつつ、まち並み景観に配慮したまちなみづくり町民協定等による建築物の誘導を図ります。
 - その他の市街地については、既に土地区画整理事業により良好な市街地が形成されているため、その環境の維持・向上を誘導します。
 - 新たな市街地開発事業については、社会情勢及び地域情勢を勘案して、必要に応じ検討します。
- 【優先的に実施する事業】
初納土地区画整理事業

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- 土地の合理的・効率的な利用を行いつつ、山林及び農地の維持・保全を図ります。
- 現在の良好な自然環境の保全及び維持を図るとともに、さらに魅力ある都市空間の形成を目指し、吉田川や小駄良川の自然環境を活かした親水空間や緑地空間の形成を図ります。

八幡都市計画区域 総括図



	都市計画区域界		住居系
	市街地(用途地域)		商業系
	主要な道路		工業系
	高速道路(高規格)		その他(農地、集落地他)
	鉄道		その他(森林他)
	主要な河川		市街地開発事業
	主要な公園・緑地等		